

令和7年 下呂市農業委員会第10回総会議事録

開催日時	令和7年10月3日 14:00~16:00		
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室		
出席委員	1番 今井 学 2番 熊崎 秀幸 3番 石原郁夫 (推) 5番 熊崎 みどり 6番 中島 義彦 7番 熊崎 升美 8番 中川 輝男 (推) 9番 小田 忍 (推) 10番 田中 覚章 (推) 11番 審 賢一 12番 二村 浩 13番 二村 昭司 (推) 14番 中島 尊治 15番 鎌倉 宏之 17番 中島 次郎 (推) 18番 今井 明浩 (推) 19番 熊崎 徹 (推) 21番 中島 義雄 22番 谷口 寿貴 23番 中島 悠 24番 日下部 道男 (推) 25番 井戸 克彦 (推) 26番 杉山 裕 (推)		
欠席委員	4番 嶋田 浩	16番 福井 順也	20番 中桐 由起子 (推)
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事42号 下呂市農地利用最適化推進委員の委嘱について 議事43号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事44号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事45号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事46号 農地法第5条目的の買受適格証明願について 議事47号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について 第4 その他		
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第10回農業委員会を開催いたします。		
会長	【会長あいさつ】		
会長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 1番 今井 学 委員 2番 熊崎 秀幸 委員 にお願いいたします。		
会長	議題第42号 下呂市農地利用最適化推進委員の委嘱について意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。		

事務局	<p>議案第42号 下呂市農地利用最適化推進委員の委嘱について説明させていただきます。</p> <p>令和7年第9回下呂市農業委員会で、別紙に記載の12名の農地利用最適化推進委員の選任が議決されました。選任とは別に委嘱の議決が必要となるため、審議をお願いするものです。選任されている12名について説明させていただきます。</p> <p>12名について説明</p> <p>選任が議決されている12名について、下呂市農地利用最適化推進委員を委嘱してよろしいか審議をお願いします。</p>
会長	ご意見、ご質問がないようすで裁決を取ります。下呂市農地利用最適化推進委員の委嘱について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。
会長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
事務局長	ではここで会長より農地利用最適化推進委員へ委嘱状を交付します。
事務局長	推進委員の皆様は名簿のとおり席に移動ください。
会長	続きまして議事に入る前に事務局より連絡事項があります。 事務局説明をお願いします。
	【事務局 諸連絡 説明】
会長	議題第43号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の3ページをお開きください。事務局説明をお願いします。
事務局	<p>議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、有償による所有権移転が3件提出されています。</p> <p>番号1については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。</p> <p>番号2については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。</p> <p>番号3については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。</p> <p>以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。</p>

会長	ただいま事務局より説明がございました農地法第3条申請3件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。
8番	1番について説明します。場所は***から東へ50mほどの場所です。先月、5条の取消願が提出された案件で、3条の申請をするものです。譲渡人は畑として耕作するとのことで問題ありません。
事務局	担当委員欠席のため、事務局で代読します。申請地は夏焼地内です。場所は***の正面にある土地です。譲渡人は近隣のトマト農家であり管理されると思われますので問題ありません。
事務局	9月末任期の委員が確認した案件のため、事務局で代読します。 申請地は小川地内です。場所は***から西へ200mほどの土地です。譲受人は申請地付近に転居し、農地を管理するということで問題ありません。以上です。
会長	状況説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
13番	申請書に記載の申請者の住所に一字抜けている部分があるので、内容のチェックをしっかりとしていただきたいと思います。
事務局	今後気を付けてチェックを致します。
会長	ご意見、ご質問がないようでの裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。
【挙手全員】	
会長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会長	議題第44号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の5ページをお開きください。事務局説明をお願いします。

事務局	<p>議案第44号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、面積については畠1,473m²です。</p> <p>番号1については、申請地を一般個人住宅の進入路及び庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>番号2については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。</p>
会長	ただいま説明がございました農地法第4条申請2件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。
12番	1番について説明します。場所は＊＊＊から南へ6kmほどの場所です。追認案件で、進入路及び庭園になっており、周囲への影響は無く問題ありません。
事務局	<p>9月末任期の委員が確認した案件のため、事務局で代読します。</p> <p>申請地は小川地内です。場所は＊＊＊から西へ200mほどの土地です。申請者は申請地を一般個人住宅及び進入路として利用するものです。過去に転用されており、追認案件となっています。周囲には農地がありますが、農地の所有者に承諾を得ており、問題ありません。以上です。</p>
会長	状況説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会長	ご意見、ご質問がないようでの裁決を取ります。農地法第4条許可申請2件について許可相当と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
【挙手全員】	
会長	ご異議ないものと認め、許可相当と県へ進達いたします。
会長	<p>議題第45号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。</p> <p>議案の6ページをお開きください。事務局説明をお願いします。</p>

事務局

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が5件、面積については田330m²、畠128.29m²です。

番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、街区に占める宅地割合が40%を超えており、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。

番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。

事務局

番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の車庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。

以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。

会長

ただいま説明がございました農地法第5条申請5件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

9月末任期の委員が確認した案件のため、事務局で代読します。
申請地は羽根地内です。場所は***から東へ300mほどの土地です。譲受人は申請地を進入路として利用するものです。過去に転用されており、追認案件となっています。周囲には農地は無いため、問題ありません。以上です。

8番

2番について説明します。場所は***の東側200mほどの場所です。譲受人は申請地に家を建てたいとのことです。北側は譲渡人の所有地でそれ以外の土地は宅地で問題ありません。

10番	3番について説明します。場所は***から北へ200mくらいの位置です。申請地の周囲は道路、水路、申請人の所有地で農業的に問題ありません。
事務局	担当委員欠席のため、事務局で代読します。申請地は夏焼地内です。場所は***の正面にある土地です。譲受人は申請地を車庫として利用するものです。過去に転用されており、追認案件となっています。周囲に農地はありますが、申請者の所有地のため、問題ありません。以上です。
事務局	9月末任期の委員が確認した案件のため、事務局で代読します。申請地は森地内です。場所は***から北へ100mほどの土地です。譲受人は申請地を庭園として利用するものです。周囲には農地がありますが、農地の所有者に承諾を得ており、問題ありません。以上です。
会長	状況説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。
会長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請5件について許可相当と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
【挙手全員】	
会長	ご異議ないものと認め、許可相当と県へ進達いたします。
会長	議題第46号 農地法第5条目的の買受適格証明願について別紙のとおり証明願いが提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の8ページをお開きください。事務局説明をお願いします。
事務局	農地法第5条目的の買受適格証明願について説明させていただきます。今回の申請は岐阜地方裁判所より、不動産競売の期間入札の公告があり、農地買受申込みのため適格者の証明申請があったので意見を求めるものです。農地区分は都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。既に車庫と倉庫が建っている状態であり、転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題無いと思われます。 また、後日5条申請が提出されますが、買受適格証明から一定期間内に5条許可を得なければならないため、5条許可申請時には審議は行いません。今回の審議が実質の5条申請の審議と同じ意味を持ちます。
	以上、農地法第5条目的の買受適格証明願について審議をお願いします。
会長	状況説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。

6番	通常の4条、5条であれば、申請者と話をして、人柄を見たりするが、今回のような競売については落札者どんな人なのかわからないがそれについてはどうなのか
事務局	人を審議するのではなく、計画を審議します。5条申請でもそうですが、書類の中でどう土地利用するのか、実現可能なのかを審議します。
事務局	県にも確認をとりましたが、今回の買受適格証明願いについては拒否できる案件では無いのではないかとの回答をいただいています。
会長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条目的の買受適格証明願1件について適格相当と意見を付することと後日5条許可申請提出された際に買受適格証明書の内容に変更がない場合は、5条許可相当とすることにご異議ない方の挙手を求めます。
会長	ご異議ないものと認め、適格相当と県へ進達いたします。また、後日5条許可申請が提出された際に、内容の変更が無い場合は5条許可相当として県へ進達致します。
会長	議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。議案の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。権利設定の借受希望農業者は1名です。 次に今後のスケジュールについて説明します。本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、11月1日から権利設定されることとなります。
	以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。
会長	状況説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

会長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会長	以上で本日の案件について審議を終了しますが、その他何かありましたらご意見伺います。
会長	以上をもちまして、第10回 下呂市農業委員会を閉会します。 16時00分閉会
※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った	
本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。	
下呂市農業委員会	
番	
番	